

商工会だより

令和4年10月
 隠岐國商工会 知夫支所
 TEL 8-2166 Fax 8-2373



10月から
暮らしが変わっています!

税金

酒の増税・減税

ビールが350ミリリットルあたり7円減税、第3のビールは同9.8円増税。日本酒が1ℓあたり10円減税、ワインは同10円増税

たばこの増税

紙巻きたばこが1箱(20本)20円の増税、加熱式たばこや軽量の葉巻たばこも増税

働く

最低賃金を引き上げ

都道府県ごとに順次改定。40県で3~1円引き上げられ、全国平均は1円増の902円に

厚生年金加入者の自己負担増

月収63万5千円以上の加入者の自己負担が月約2700円増。9月分を10月給与から天引き

子育て

小児のロタウイルスワクチンが定期接種に

20年8月以降に生まれた子の接種費用が原則無料に。春ごろ流行の急性胃腸炎を予防

放送

NHK受信料の値下げ

地上契約は月35円値下げし月1225円(口座・クレジット)、衛星契約は月60円値下げし月2170円(同)に

出典：朝日新聞デジタルより

こちらから
10月から

雇用保険料が引上げになりました

令和4年10月1日 ~ 令和5年3月31日

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険率のみ)	② 事業主負担	③		①+② 雇用保険料率
			失業等給付・育児休業給付の保険率	雇用保険二事業の保険率	
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

インボイス制度の講習会を開催します

令和5年10月から施行されるインボイス制度の講習会を開催します。会員の皆様にはお知らせを発送しておりますのでご覧ください。(申込制 定員 20名)

日時：11月9日(水) 13:30~16:00

場所：開発センター2階島民ホール

講師：森裕子税理士事務所 森先生

知らず知らずに貯まる! 商工貯蓄共済

10年後の資金作り・従業員の福利厚生に
今始めましょう!

10年後……

お子様・お孫様の入学・卒業資金に!
ご自身の万一の時の事業の返済や必要資金に
従業員の見舞金として……

例：50歳男性 月額10,000円コース……

保障部分は月々1,170円! 残り8,830円は貯蓄部分です。ご本人に万一のことがあれば、死亡保険金250万円、10年後元気にすごしていれば約100万円が受け取れます。

お問合せは商工会まで!

今年もあと2カ月! 日計表の提出を!

スムーズで間違いのない申告業務にご協力ください。3カ月以上の遅れがあると適切な経営判断ができません。効果的な節税対策は年内に手を打たなければいけません。年末慌てないためにも早めにお持ちください。毎日の日計表がエクセルデータで管理できるようになりました。ご希望の方はご連絡ください。

会員へのサービス

JOYMATE MEMBER'S SERVICE

サービスいっぱい ジョイメイトしまね!!

「ジョイメイトしまね」は、中小企業の福利厚生をしっかりとサポートしています。

1. 各種保健診断、人間ドック、鍼灸・マッサージに補助があります。
2. 慶弔給付金、災害見舞金を支給します。
3. 日帰りから海外旅行まで各種旅行の補助や各種チケットの割引/回転をおこないます。レジャー・宿泊・温泉施設なども割引料金で利用できます。
4. 資格取得/試験受験料などの補助が受けられます。
5. 中小企業退職金共済制度や生活資金融資を紹介いたします。



知っていますか？ 自分の最低賃金

島根県 最低賃金

857円

時間額

令和4年 10月5日から

前年比 **33円UP**



確認の方法は？

確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額(時間額)と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(*2)

1 時間給の場合

時間給	≧	最低賃金額(時間額)
円		円

2 日給の場合

日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)
円		時間		円		円

3 月給の場合

月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)
円		時間		円		円

4 上記 1, 2, 3 が 組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で
各手当(職務手当など)が
月給の場合

- ① 基本給(日給)→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給)→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額(時間額)

(*1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥稼働手当、通勤手当および家族手当

(*2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょう！

業務改善助成金(通常コース)のご案内

「原材料高騰により利益が減少した事業者」への特例拡大など制度が充実します

業務改善助成金(通常コース)は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している事業者に対しては、助成対象経費が拡大される特例が設けられています。

事業内最低賃金
引き上げ



設備投資等
機械設備、コンサルティング
導入、人材育成・教育訓練



費用の一部
を助成